

社会福祉法人春日市社会福祉協議会  
「福祉あんしんセンター」運営規程

平成23年8月26日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会「福祉あんしんセンター」(以下「センター」という。)は、高齢者や障がい者などの人権を守るため、意思能力や生活状況に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用し、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供することを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉法人春日市社会福祉協議会福祉あんしんサービス事業実施要綱に関すること。  
なお、「福祉あんしんサービス事業」については、別に定める。
- (2) 社会福祉法人春日市社会福祉協議会法人成年後見事業実施要綱に関すること。なお、「法人成年後見事業」については別に定める。
- (3) その他センターの目的のために必要な事業に関すること。

(運営審議会)

第3条 センターの事業を行うにあたって、専門性・第三者性をもって適切な事業運営及び問題解決を図るために、社会福祉法人春日市社会福祉協議会「福祉あんしんセンター」運営審議会要領に定める社会福祉法人春日市社会福祉協議会「福祉あんしんセンター」運営審議会(以下「運営審議会」という。)を設置する。

2 運営審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第4条 センターに従事する職員は、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。  
また、その職を退いた後も、同様とする。

(賠償責任保険)

第5条 職員の、活動中における事故に対処するため、賠償責任保険に加入する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、センター運営に関する必要な事項は社会福祉法人春日市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年 9月 1日から施行する。